

23 食産第 2199 号
平成 23 年 12 月 9 日

各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長
農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

モロッコ向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について

東日本大震災に伴い、諸外国からは、日本産の農林水産物・食品に対する輸入規制措置が講じられ、産地の証明や放射性物質に関する検査証明などが求められております。

このような中で、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」（平成 23 年 4 月 21 日付 23 国際第 83 号農林水産省大臣官房総括審議官（国際）通知）により、証明書発行の協力をお願いしているところで

す。
今般、モロッコについて、輸出証明書の取扱いが下記のとおりとなりましたので、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

モロッコ政府は、日本からの食料品及び飼料に対して、3 月 31 日に輸入禁止措置を講じましたが、8 月 12 日からは同輸入禁止措置に代えて我が国の政府機関が発行する証明書の提出を求めています。

12 月 2 日、証明書の発行について、モロッコ政府との間で協議が整ったことから、別紙のとおり証明書の発行条件及び手続を定めましたので、お知らせいたします。

なお、水産物については、水産庁において証明書を発行することとしております。

次の区分ごとに輸出国の管轄当局が発行する証明を要求

	対 象	証明すべき内容
1	3 月 11 日より前に収穫・加工された食品・飼料	収穫・加工の時期
2	13 都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川）で収穫・加工された食品・飼料	モロッコが定める放射性物質最大許容量（※）を超えないこと
3	上記 13 都県以外で収穫・加工された食品・飼料	収穫・加工された道府県

※放射性物質最大許容量については、EU の規制値を適用。

【参考：EU が定める放射性ヨウ素及び放射性セシウムの最大許容量】

（単位：Bq/kg または Bq/L）

	乳児用食品	乳製品	消費液体	その他食品	飼料
ヨウ素 131	100	300	300	2000	2000
セシウム 134 及びセシウム 137	200	200	200	500	500

(別紙)

モロッコ向けの証明書の発行条件及び発行手続きについて

第1 モロッコ向けの証明書発行の対象産品

日本からモロッコへ輸出する全ての食品（日本で産出され、又は、日本から発送される食品（直接又は加工後に食されることを意図した産品）。）及び飼料

第2 証明書の発行要件

以下の1から3のいずれかの要件を満たす食品等に証明書を発行することとする。

- 1 平成23年3月11日より前に、生鮮品にあつては収穫、加工品にあつては加工されたものであること。
- 2 13都県（福島、群馬、茨城、栃木、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉及び神奈川）以外の道府県で収穫・加工されたものであること。
- 3 13都県で収穫・加工されたもので、モロッコ政府が定める放射性物質基準に適合されたものであること。

第3 証明書の申請手続き

- 1 証明書の発行を申請する者は、以下の（1）から（6）に掲げる書類を都道府県の農林担当部局宛に提出する。
 - （1）モロッコ向け輸出食品等の輸出に関する証明申請書（別記様式1）
 - （2）モロッコ政府への輸出申請書（別記様式2）
 - （3）第2の1に該当する場合は、収穫・加工された年月日を証明することができる書類
 - （4）第2の2に該当する場合は、収穫・加工された道府県を証明することができる書類
 - （5）第2の3に該当する場合は、モロッコ政府が定める放射性物質基準に適合されたことを証明することができる書類
 - （6）モロッコへの輸出申請書記載事項を確認することができる書類
- 2 都道府県の農林担当部局は、1の（3）、（4）又は（5）の内容、1の（6）とモロッコ政府への輸出申請書記載事項が合致することを確認の上、輸出申請書に署名押印することにより、証明書を発給する。

第4 申請先

都道府県の農林担当部局（農林水産物の輸出担当が他部局である場合にあっては、その部局。）等

第5 特別な場合における国による証明書の発行

- 1 以下のような特別の場合にあっては、国（地方農政局を含む。）は証明書を発行することができる。
 - （1）申請する対象品目が水産物である場合

(2) 被災により証明書の発給が事務的に困難となっている県への申請者である場合

(3) その他国の関与が必要と認められる場合

- 2 1の(3)の「その他国の関与が必要と認められる場合」については、都道府県が国（地方農政局を含む。）と協議して決定するものとする。

第6 その他

諸外国の要求する証明書について疑義のある事項が生じた場合には、農林水産省食料産業局輸出促進グループと協議するものとする。

(別記様式1)

モロッコ向け輸出食品等の輸出に関する証明申請書

年 月 日

都道府県農林担当部局長 殿

申請者 住所

氏名

印

私は、標記について、裏付け証明をお願いしたく、別添のとおり、関係書類を添付して申請します。

なお、上記裏付け証明については、法令に基づく措置ではないことにつき了解しており、当該裏付け証明を行ったことに基づき、貴自治体及び証明者に対し何らかの請求を行う権利を有しないことを確認します。